

せいりょう園 グループホーム利用のしおり

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護重要事項説明書)

介護保険事業者番号 2872200619

せいりょう園グループホーム

1 グループホームの方針及び内容

せいりょう園グループホーム入居者に対して、介護予防認知症対応型共同生活介護事業・認知症対応型共同生活介護事業を実施するに当たっては、認知症の高齢者が一個の社会人として、本人固有の社会関係を維持継続しながら、家庭的な環境の中で、その持てる能力を十分に発揮して、自立した生活を営む事ができるように援助します。本人と家族の意向を尊重し、その能力に応じたケアプランを作成し、プランに沿って日常生活上の世話をします。介護に当たっては、利用者を尊敬し、尊重し、その人らしい生活を支える事を第一に考えて、懇切丁寧に行います。

(1) サービスの概要

- ① 当施設は、ごく一般的な住宅でごく普通の一般的な社会人としての生活を、認知症老人の方に提供する事を目標に運営します。認知症老人が、小さな集団の中で自らが持つ生活能力を十二分に発揮して、最期まで自己の尊厳を保つ生活ができるように、個別にケアプランを作成してお世話します。
- ② 入居して戴ける方は、介護保険で要支援2・要介護(1～5)と認定され、かつ認知症と診断された方の中で、小人数による共同生活が可能と当施設が判断した方です。
- ③ 高齢者は数十年の生活を経て、様々な社会的適応能力を身につけています。認知症と言えども大多数の方は、その身についた生活能力をそこそこには保持されており、その残存する生活機能を観察して判断させて戴きます。
その際には、入居申込書と健康診断書(施設入所用)の提出をお願いします。
- ④ 入居後において、環境の変化・認知症状の進行などにより、他の入居者への暴力・異常な器物破損・頻繁な外出願望などの行為が現れ、共同生活が不可能と判断する場合には、退去についてご相談することもあります。
- ⑤ 病気や怪我の場合に、在宅医療の利用により施設での療養を希望されるときは、配置職員により可能な範囲でのお世話をいたします。ご家族や主治医の意思と協力の下であれば、ターミナルケアも同様に可能な範囲でお世話いたします。
- ⑥ 入院中は介護保険からの給付はありませんので、怪我や病気のために入院される場合には、契約の存続や入院中の費用などについてご相談いたします。
- ⑦ 日々の生活は、各々の持つ生活機能に応じて夫れ夫れが思い思いに暮らすことを基本といたします。小さな集団の中でお互いに刺激しあい、適度な距離や緊張感を保ちながら、生活上に必然性のある行為を、夫れ夫れが持つ能力に応じて自分でこなして生活して戴きたいと考えています。可能性と危険性は表裏一体のものであり、生活者としてベストを尽くして生活にチャレンジするところに、人としての尊厳とQOLを見いだしたいと考えています。
- ⑧ 特養やケアハウスの方々と同一のサークル活動へも参加し、スーパーへの買い物、周辺の散歩など、地域の社会資源を積極的に活用して生活します。
- ⑨ ご家族には、何時お出で戴いても結構ですが、それぞれの生活サイクルの中で、

入居者とのかかわりを一定の規則的なペースで位置づけて戴きたいと思います。

(2) 施設の概要

- ① 建物構造 木造平屋建て、延床面積 293.5㎡
- ② 居室概要 面積 15㎡、トイレ・洗面・冷暖房付き、9室（A～I）
- ③ 施設住所 （〒675-0016）加古川市野口町長砂90-1
- ④ TEL 079-421-7156（代表）
080-9648-7441（直通）
- ⑤ 管理者 別府 克彦

2 経営主体

- (1) 法人名 社会福祉法人はりま福社会
- (2) 法人住所 （〒675-0016）加古川市野口町長砂95-20
- (3) 理事長 大西 弘文
- (4) 設立登記 昭和60年1月12日

3 施設周辺の環境・概要

- (1) 併設事業 介護老人福祉施設（定員地域密着型20人・ユニット型30人）
短期入所生活介護事業（定員20人）通所介護事業（20人）
訪問介護事業、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
居宅介護支援事業、軽費老人ホームケアハウス
鍼灸マッサージ治療センター、喫茶室、介護用品販売
- (2) 周辺環境 スーパー徒歩2分、コンビニ徒歩5分、公民館徒歩5分
第2種住居専用地域、一般住居隣接、日当たり良好

4 職員の職種及び員数

認知症の方々と暮らしを共にする介護を基本に、下記の職員を配置します。

- (1) 主任介護員が日勤で生活全体を調整します。
- (2) 介護職員：常勤換算3名以上、夜勤1名、日勤2名を確保して主任を中心に生活を共にします。
- (3) 介護支援専門員1名が利用者個別に個性・能力に応じてケアプランを作成し、職員を指導・助言します。

5 秘密の保持

事業者及び職員は業務上知り得た利用者又は家族の情報を他に漏らさず、退職後においても守秘義務を守ることを雇用時に契約します。

6 事故等緊急時の対応

利用者に急変・事故等が発生した場合、緊急に必要な手当てを講ずると共に、状況に応じて、①主治医に連絡して必要な指示を求めます。

②利用者の家族に連絡します。

③必要に応じて市、警察、消防署に連絡します。

④事故に際して採った処置を記録し、必要に応じて市町へ報告すると共に、賠償すべき事態においては、速やかに賠償を行う為、損害賠償責任保険に加入します。

7 非常災害対策

- (1) 火災地震等の非常災害時に備えて、非常食・飲み水等を一定量常に用意します。
- (2) 年に2回、消火訓練・避難訓練等の非常災害想定の実施を行います。

8 利用料

- (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費・認知症対応型共同生活介護費として、「別紙1」のとおり負担していただきます。なお、介護報酬の改定のあった場合は、その都度負担額を変更いたします。
- (2) 居室利用料は、月額43,000円、月の途中での入退去の場合は、日割りで計算します。
ただし、入居時に保証金を20万円預かります。
- (3) 共益費（共有スペースの各種メンテナンス費用等）として月額5,000円です。ただし、利用日数が15日未満の場合は2,500円になります。
- (4) 食材費は、月額45,000円です。月の途中での入退去の場合は、日割りで計算します。
- (5) 光熱水費は実費負担とし、月毎に利用人数で分割します。
- (6) おむつ・衣類・歯磨き等、利用者個別の生活用品は自費で購入願います。
その他に、趣味やサークル活動への参加費や材料費は自費となります。
- (7) 月の途中での入退去の場合は、日割りで計算します。
- (8) 月毎に発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込又は引落としにてお支払い願います。

9 契 約

- (1) 入居の契約に際しては、入居者及び連帯保証人の署名・捺印をお願いします。

10 協力医療機関

医療が必要になった場合は、従来からのかかりつけ医かご希望の病院、あるいは下記の協力医療機関にて受診していただきます。なお、緊急を要する場合には、救急車で救急病院へ搬送する場合がありますので、ご了承下さい。

- (1) 西村医院（特養せいりょう園嘱託医・野口町水足）
- (2) 中井歯科医院（特養南隣・野口町長砂）

11 貴重品の管理

日常なお小遣い程度の現金は、施設内の金庫にて保管・管理いたしますが、高額な現金・通帳・証書等の貴重品はお預かり致しません。また、利用者ご自身が管理されることは自由ですが、無くなる場合も想定して、諦めのつく金額でお願いします。

12 退去に際して

認知症ゆえに清潔の保持等に課題がある場合には、個室内のカーペット・クロス・カーテン等の張替えとクリーニング、及び電球等消耗品の取替えなどのご負担をお願いします。

13 苦情受付

本人・家族からの相談又は苦情に対し、受付窓口としてせいりょう園介護相談室、グループホーム管理者及び職員が対応させていただきます。他に、各グループホームのご意見箱をご利用いただきますと、せいりょう園第三者委員を交えた苦情調整委員会で月1回開錠し検討させていただきます。

せ い り よ う 園

グ ル ー プ ホ ー ム 入 居 受 付 票

令和 年 月 日

「グループホーム利用のしおり」により重要事項の説明を受け、事業者がサービス担当者会議において個人の情報提供を行う場合もありうる事について同意し、利用を申し込みます。

利用者住所

氏名 _____ ⑩

(代筆者住所 _____)

(氏名 _____ ⑩)

立会人住所

氏名 _____ ⑩

住所

氏名 _____ ⑩

上記利用者に対し、

別添「せいりょう園グループホーム利用のしおり」について説明し、事業概要やサービス内容を確認の上、サービス開始の同意を得たので、入居の申し込みを受け付けます。

契約予定日 令和 年 月 日

入居予定日 令和 年 月 日

介護保険事業者番号 2872200619

せいりょう園グループホーム

説明者の職 管理者

氏名 _____ 杉岡 典子 ⑩

せいりょう園（憩の家）

グループホーム利用のしおり

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護重要事項説明書）

介護保険事業者番号 2872200619

せいりょう園グループホーム

1 グループホームの方針及び内容

せいりょう園グループホーム入居者に対して、介護予防認知症対応型共同生活介護事業・認知症対応型共同生活介護事業を実施するに当たっては、認知症の高齢者が一個の社会人として、本人固有の社会関係を維持継続しながら、家庭的な環境の中で、その持てる能力を十分に発揮して、自立した生活を営む事ができるように援助します。本人と家族の意向を尊重し、その能力に応じたケアプランを作成し、プランに沿って日常生活上の世話をします。介護に当たっては、利用者を尊敬し、尊重し、その人らしい生活を支える事を第一に考えて、懇切丁寧に行います。

（1）サービスの概要

- ① 当施設は、ごく一般的な住宅でごく普通の一般的な社会人としての生活を、認知症老人の方に提供する事を目標に運営します。認知症老人が、小さな集団の中で自らが持つ生活能力を十二分に発揮して、最期まで自己の尊厳を保つ生活ができるように、個別にケアプランを作成してお世話します。
- ② 入居して戴ける方は、介護保険で要支援2・要介護（1～5）と認定され、かつ認知症と診断された方の中で、小人数による共同生活が可能と当施設が判断した方です。
- ③ 高齢者は数十年の生活を経て、様々な社会的適応能力を身につけています。認知症と言えども大多数の方は、その身についた生活能力をそこそこには保持されており、その残存する生活機能を観察して判断させて戴きます。
その際には、入居申込書と健康診断書（施設入所用）の提出をお願いします。
- ④ 入居後において、環境の変化・認知症状の進行などにより、他の入居者への暴力・異常な器物破損・頻繁な外出願望などの行為が現れ、共同生活が不可能と判断する場合には、退去についてご相談することもあります。
- ⑤ 病気や怪我の場合に、在宅医療の利用により施設での療養を希望されるときは、配置職員により可能な範囲でのお世話をいたします。ご家族や主治医の意思と協力の下であれば、ターミナルケアも同様に可能な範囲でお世話いたします。
- ⑥ 入院中は介護保険からの給付はありませんので、怪我や病気のために入院される場合には、契約の存続や入院中の費用などについてご相談いたします。
- ⑦ 日々の生活は、各々の持つ生活機能に応じて夫れ夫れが思い思いに暮らすことを基本といたします。小さな集団の中でお互いに刺激しあい、適度な距離や緊張感を保ちながら、生活上に必然性のある行為を、夫れ夫れが持つ能力に応じて自分でこなして生活して戴きたいと考えています。可能性と危険性は表裏一体のものであり、生活者としてベストを尽くして生活にチャレンジするところに、人としての尊厳とQOLを見いだしたいと考えています。
- ⑧ 特養やケアハウスの方々と同一のサークル活動へも参加し、スーパーへの買い物、周辺の散歩など、地域の社会資源を積極的に活用して生活します。
- ⑨ ご家族には、何時お出で戴いても結構ですが、それぞれの生活サイクルの中で、

入居者とのかかわりを一定の規則的なペースで位置づけて戴きたいと思います。

(2) 施設の概要

- ① 建物構造 鉄骨2階建、1階部分（延床面積234㎡）
- ② 居室概要 面積30㎡、バス・トイレ・洗面・冷暖房付き、
1階6室（A～F）
2階7室（2A～2G）
- ③ 施設住所 （〒675-0016）加古川市野口町長砂90-1
- ③ TEL 079-421-7156（代表）
- ④ 080-9648-7441（直通）
- ⑤ 管理者 杉岡 典子

2 経営主体

- (1) 法人名 社会福祉法人はりま福祉会
- (2) 法人住所 （〒675-0016）加古川市野口町長砂95-20
- (3) 理事長 大西 弘文
- (4) 設立登記 昭和60年1月12日

3 施設周辺の環境・概要

- (1) 併設事業 介護老人福祉施設（定員地域密着型20人・ユニット型30人）
短期入所生活介護事業（定員20人）通所介護事業（20人）
訪問介護事業、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
居宅介護支援事業、軽費老人ホームケアハウス
鍼灸マッサージ治療センター、喫茶室、介護用品販売
- (2) 周辺環境 スーパー徒歩2分、コンビニ徒歩5分、公民館徒歩5分
第2種住居専用地域、一般住居隣接、日当たり良好

4 職員の職種及び員数

認知症の方々と暮らしを共にする介護を基本に、下記の職員を配置します。

- (1) 主任介護員（兼務）1名が日勤で生活全体を調整します。
- (2) 介護員 常勤換算2名以上、夜勤1名（兼務）を確保して主任を中心に生活を共にします。
- (3) 介護支援専門員1名が利用者個別に個性・能力に応じてケアプランを作成し、職員を指導・助言します。

5 秘密の保持

事業者及び職員は業務上知り得た利用者又は家族の情報を他に漏らさず、退職後においても守秘義務を守ることを雇用時に契約します。

6 事故等緊急時の対応

利用者に急変・事故等が発生した場合、緊急に必要な手当てを講ずると共に、状況に応じて、①主治医に連絡して必要な指示を求めます。

②利用者の家族に連絡します。

③必要に応じて市、警察、消防署に連絡します。

④事故に際して採った処置を記録し、必要に応じて市町へ報告すると共に、賠償すべき事態においては、速やかに賠償を行う為、損害賠償責任保険に加入します。

7 非常災害対策

- (1) 火災地震等の非常災害時に備えて、非常食・飲み水等を一定量常に用意します。

(2) 年に2回、消火訓練・避難訓練等の非常災害想定の訓練を行います。

8 利用料

- (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費・認知症対応型共同生活介護費として、「別紙1」のとおり負担していただきます。なお、介護報酬の改定のあった場合は、その都度負担額を変更いたします。
- (2) 居室利用料は、月額100,000円
ただし、入居時に保証金を20万円預かります。
- (3) 共益費（共有スペースの各種メンテナンス費用等）として5,000円です。ただし、利用日数が15日未満の場合は2,500円になります。
- (4) 食材費は、月額45,000円です。
- (5) 光熱水費は実費負担とし、共用部分については月毎に利用人数（同居人も含む）で分割します。
- (6) おむつ・衣類・歯磨き等、利用者個別の生活用品は自費で購入願います。
その他に、趣味やサークル活動への参加費や材料費は自費となります。
- (7) 月の途中での入退去の場合は、日割りで計算します。
- (8) 月毎に発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込又は引落としにて、毎月7日までにお支払い願います。

9 契 約

- (1) 入居の契約に際しては、入居者及び連帯保証人の署名・捺印をお願いします。

10 協力医療機関

医療が必要になった場合は、従来からのかかりつけ医かご希望の病院、あるいは下記の協力医療機関にて受診していただきます。なお、緊急を要する場合には、救急車で救急病院へ搬送する場合がありますので、ご了承下さい。

- (1) 西村医院（特養せいりょう園嘱託医・野口町水足）
(2) 中井歯科医院（特養南隣・野口町長砂）

11 貴重品の管理

日常的小遣い程度の現金は、施設内の金庫にて保管・管理いたしますが、高額な現金・通帳・証書等の貴重品はお預かり致しません。また、利用者ご自身が管理されることは自由ですが、無くなる場合も想定して、諦めのつく金額でお願いします。

12 退去に際して

認知症ゆえに清潔の保持等に課題がある場合には、個室内のカーペット・クロス・カーテン等の張替えとクリーニング、及び電球等消耗品の取替えなどのご負担をお願いします。

13 苦情受付

本人・家族からの相談又は苦情に対し、受付窓口としてせいりょう園介護相談室、グループホーム管理者及び職員が対応させていただきます。他に、各グループホームのご意見箱をご利用いただきますと、せいりょう園第三者委員を交えた苦情調整委員会で月1回開錠し検討させていただきます。

せいりょう園（憩の家）

グループホーム入居受付票

令和 年 月 日

「グループホーム利用のしおり」により重要事項の説明を受け、事業者がサービス担当者会議において個人の情報提供を行う場合もありうる事について同意し、利用を申し込みます。

利用者住所

氏名 _____ (印)

(代筆者住所 _____)

氏 名 _____ (印)

立会人住所

氏名 _____ (印)

住所

氏名 _____ (印)

上記利用者に対し、

別添「せいりょう園グループホーム利用のしおり」について説明し、事業概要やサービス内容を確認の上、サービス開始の同意を得たので、入居の申し込みを受け付けます。

契約予定日 令和 年 月 日

入居予定日 令和 年 月 日

介護保険事業者番号 2872200619

せいりょう園グループホーム

説明者の職 管理者

氏名 杉岡 典子 (印)